

仙台市 児童手当に関するお知らせ

令和6年12月支給分から児童手当の制度が一部改正されます。
大切なお知らせになりますので、必ずご確認ください。

- 1.児童手当の支給対象年齢が18歳までに拡充されます。**
- 2.所得制限が撤廃され、所得にかかわらず手当が受給できます。**
- 3.第3子以降の手当額が30,000円に増額されます(多子加算)。**
- 4.多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充されます。*1**
- 5.支払い回数が年3回から年6回(偶数月)になります。*2**

*1 第3子のカウント方法については「支給額について」をご確認ください。

*2 年間での支給額に変更はありません。

支給額について 対象となる児童1人あたり1か月分の支給額は次のとおりです。

制度改正前 令和6年10月支給分まで(6~9月分)

受給者区分	所得制限限度額未満		
	児童手当		
一般受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)	15,000円	
	3歳~小学生	第1子・第2子	10,000円
		第3子以降	15,000円
中学生		10,000円	
施設里親等受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)	15,000円	
	3歳~中学生	10,000円	

所得制限の撤廃

所得制限限度額以上かつ 所得上限限度額未満		所得上限限度額以上	
特例給付		支給対象外	
一律	5,000円	一律	支給なし

施設里親等受給者については、
所得制限(上限)限度額の適用はありません。

制度改正後 令和6年12月支給分(10・11月分)から

受給者区分	算定数・年齢区分		支給月額
一般受給者	第1子・第2子*3	3歳未満(3歳の誕生日まで)	15,000円
		3歳~18歳の年度末まで	10,000円
	第3子以降*3	0歳~18歳の年度末まで	30,000円
施設里親等受給者	3歳未満(3歳の誕生日まで)		15,000円
	3歳~18歳の年度末まで		10,000円

*3 第1子、第2子などの数え方について

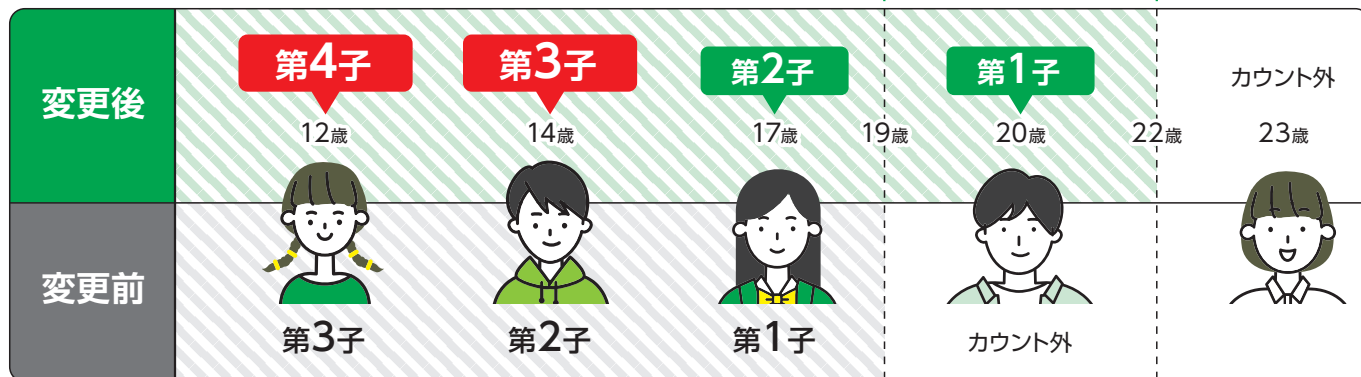
次に該当する子を、年齢の高い順に「第1子」、「第2子」、「第3子」…とかぞえます。

・請求者(受給者)が養育している、0歳~18歳の年度末までの子。

・請求者(受給者)が監護相当・生計費の負担(仕送り等)をしている、19歳~22歳の年度末までの子。

多子加算のカウント対象の年齢が22歳年度末までに拡充されます

●多子加算のカウント対象



・**第3子以降**の手当額が30,000円に増額されます(多子加算)。

※請求者(受給者)が監護相当・生計費の負担(仕送り等)をしている必要があります。

支払い回数が年3回から年6回(偶数月)になります

●支給スケジュール

支給月	R6.10月	R6.12月	R7.2月	R7.4月	R7.6月	R7.8月
支給対象の手当	6月～9月分	10月・11月分	12月・1月分	2月・3月分	4月・5月分	6月・7月分

・拡充後の支給は**令和6年12月13日(金)支給分**(10月・11月分)からです。

・仙台市では、原則として偶数月の15日に支給します。

15日が金融機関休業日の場合は、その前営業日になります。

申請が必要な方

- ①所得制限で児童手当(特例給付含む)を受給していない方
- ②高校生年齢^{※4}の児童のみ養育している方
- ③すでに仙台市から児童手当(特例給付を含む)を受給している方で、養育状況を届け出していない高校生年齢の児童がいる方。
- ④高校生年齢までの児童と大学生年齢^{※5}の児童を合わせて**3子以上**養育している方

※4 今年度末時点で16歳～18歳の児童

※5 今年度末時点で19歳～22歳の児童

※次の方は別途提出書類が必要ですので、下記コールセンターにお電話ください。

- ・DV(配偶者からの暴力等)被害を受けている方
- ・離婚または離婚協議中で配偶者と別居(世帯分離含む)している方

お問い合わせは

仙台市児童手当コールセンター
☎0570-008-363

開設期間

令和6年7月16日～令和7年3月31日
8時30分～18時(土・日・祝日含む)